

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第27号

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「308,600」を「309,200」に、「305,300」を「305,900」に、「302,000」を「302,600」に、「298,700」を「299,300」に、「295,400」を「296,000」に、「292,100」を「292,700」に、「278,300」を「279,700」に、「264,300」を「265,700」に、「250,800」を「252,200」に、「236,900」を「238,300」に、「223,200」を「224,600」に、「205,600」を「207,000」に、「188,500」を「189,900」に、「171,200」を「172,600」に、「153,600」を「155,000」に、「135,600」を「137,000」に、「117,300」を「118,700」に、「99,400」を「100,800」に、「73,400」を「76,200」に、「49,100」を「51,900」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。